

京都市環境影響評価等に関する条例（以下「条例」という。）第25条の規定により、「京都プロジェクト（仮称）に係る環境影響評価準備書」及びこれを要約した書類（以下「準備書等」という。）が提出されましたので、条例第26条第1項の規定に基づき、次のとおり公告するとともに、準備書等を縦覧に供します。

また、条例第28条第1項の規定により、準備書等の内容について、環境の保全の見地からの意見書を次の7のとおり提出することができます。

令和6年11月13日

京都市長 松井 孝治

1 事業者の名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地

日本郵便株式会社

代表取締役社長 千田 哲也

東京都千代田区大手町二丁目3番1号

京都駅ビル開発株式会社

代表取締役社長 若菜 真丈

京都市下京区塩小路通烏丸西入東塩小路町614番地

2 対象事業の名称、種類及び規模

(1) 名称

京都プロジェクト（仮称）

(2) 種類

建築基準法第2条第1号に規定する建築物の新築の事業

(3) 規模

延べ面積 約119,000㎡

高さ 約60m

3 対象事業実施区域

京都市下京区東塩小路町843番地12 他

4 条例第26条第1項の準備書関係地域の範囲

下京区新シ町、下京区井筒町、下京区夷之町（植柳学区）、下京区北不動堂町、下京

区粉川町、下京区桜木町、下京区塩小路町、下京区志水町、下京区松明町、下京区高雄町、下京区竹屋町（植柳学区）、下京区辰巳町、下京区中居町、下京区西油小路町、下京区西九条北ノ内町、下京区西境町、下京区東油小路町、下京区東境町、下京区東塩小路釜殿町、下京区東塩小路高倉町、下京区東塩小路町、下京区東塩小路向畑町、下京区東大工町、下京区東町、下京区福本町、下京区真苧屋町、下京区南町、下京区南不動堂町、南区戒光寺町、南区境内町、南区塩屋町、南区大黒町、南区西九条池ノ内町、南区西九条猪熊町、南区西九条院町、南区西九条戒光寺町、南区西九条唐橋町、南区西九条北ノ内町、南区西九条小寺町、南区西九条寺ノ前町、南区西九条鳥居口町、南区西九条針小路町、南区西九条藤ノ木町、南区西九条横町、南区八条町、南区東九条北烏丸町、南区東九条中殿田町、南区東九条西岩本町、南区東九条西山王町、南区東九条東山王町、南区東九条室町及び南区古御旅町の全部並びに下京区油小路町、下京区飴屋町、下京区上之町（崇仁学区）、下京区鍵屋町（植柳学区）、下京区鍛冶屋町（植柳学区）、下京区金換町、下京区小稲荷町、下京区材木町（皆山学区）、下京区三軒替地町、下京区清水町（梅逕学区）、下京区下之町、下京区卓屋町、下京区大黒町（安寧学区）、下京区橘町（皆山学区）、下京区西之町、下京区平野町、下京区古御旅町、下京区坊門中之町、下京区堀詰町、下京区松本町（梅逕学区）、下京区御方紺屋町、下京区南夷町、下京区紅葉町、下京区文覚町、南区東九条上御霊町、南区東九条上殿田町、南区上夷町、南区九条町、南区東寺東門前町、南区西九条春日町、南区西九条川原城町、南区西九条蔵王町、南区西九条西蔵王町、南区西九条南小路町、南区八条坊門町、南区東九条烏丸町、南区東九条下殿田町、南区東九条東岩本町及び南区東九条南山王町の一部

教王護国寺（東寺）、本願寺（西本願寺）、真宗本廟（東本願寺）及び涉成園

5 準備書等の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧の場所

京都市環境政策局環境企画部環境保全創造課

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

(2) 縦覧の期間

令和6年11月13日から同年12月12日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧の時間

「午前9時から正午まで」及び「午後1時から午後5時まで」

6 準備書等を掲載するホームページのアドレス

京都市環境政策局環境企画部環境保全創造課のホームページから、準備書等を閲覧することができます。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000334062.html>

7 意見書の提出期限等

(1) 提出期限

令和6年11月13日から同年12月26日まで（必着）

(2) 提出先

京都市環境政策局環境企画部環境保全創造課

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

(3) 意見の内容について

「環境の保全の見地からの意見」に限ります。

(環境政策局環境企画部環境保全創造課)